

宅地建物取引士証の交付申請について

新規の登録通知書（はがき）が届いたら、登録年月日、登録番号、その他必要な項目を、「宅地建物取引士証交付申請書」（様式第7号の2の2）に記入して、各県民局等宅建業所管課、または一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センターに申請し、宅地建物取引士証の交付申請をしてください。

ただし、資格試験合格後1年を経過している方は一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センターで「法定講習（※参照）」を受講しなければ交付の申請はできません。この場合は、各県民局等宅建業所管課での交付申請はできませんので注意してください。

※…兵庫県登録の宅地建物取引士の方は、他の都道府県で法定講習を受講することも可能です。

受講を希望する都道府県庁の宅建業所管課へ連絡し、兵庫県登録の宅地建物取引士の法定講習受講を受け入れているか確認して下さい。受け入れている場合は、希望地の法定講習機関を確認し必要に応じて受講の予約を入れた上で、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センター（電話 078-361-2051）に電話をし、県外で受講する旨を伝え手続きを行って下さい。宅地建物取引士証は、法定講習受講後兵庫県が発行します。宅地建物取引士証交付費用は全国共通です。

資格試験合格後1年以内に交付申請をする場合の必要書類等

宅地建物取引士証交付申請書(様式第7号の2の2)	1部
カラー写真(縦3センチ×横2.4センチ、上半身)	2枚(裏に氏名・登録番号を記入してください)
兵庫県収入証紙	4,500円